

各年度終了時の業務実績の自己点検・評価に係る実施手引き

令和2年4月1日

大学評価本部

1 趣旨

この要領は、公立大学法人横浜市立大学の当該事業年度における業務の実績を明らかにするために、行う年度計画に係る自己点検・評価の実施方法及び報告書の作成に関し、定めるものである。

2 評価対象事項

年度計画の以下の項目に記載された事項ごとに評価を行う。

- (1) 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための取組
- (2) 地域貢献に関する目標を達成するための取組
- (3) 国際化に関する目標を達成するための取組
- (4) 附属2病院に関する目標を達成するための取組
- (5) 法人の経営に関する目標を達成するための取組
- (6) 自己点検及び評価に関する目標を達成するための取組

3 評価の方法

- (1) 年度計画に記載された事項ごとに業務の実績、実施・取組状況を調査する。
- (2) 年度計画及び中期計画に記載された事項を評価基準として実績等の分析を行う。
分析に当たっては、実績等を明らかにするうえで必要な切り口（観点）を適宜設定して行う。
- (3) 必要に応じて業務の実績・実施状況を表す資料またはデータを付す。
- (4) 各年度計画の達成状況について次の4段階による評定を行う。
 - ・年度計画を上回って達成している、または達成の難易度が高い計画を順調に達成している（S点）
 - ・年度計画を順調に達成している（A点）
 - ・年度計画を十分に達成していない（B点）
 - ・年度計画を達成していない（C点）
- (5) 前年度の自己評価や法人評価委員会からの意見等の結果を踏まえて改善に結び付けられた事項を記述する。

4 報告書の作成手順

- (1) 各部局長（各委員会委員長等含む）は、別に定める様式により各事項に係る評価結果を明らかにし、大学評価本部に提出する。
- (2) 大学評価本部は、前号により提出されたものの内容を確認し、疑義がある場合は、その旨当該部局長等に照会し、資料の提出や内容の補正を求めることができる。
- (3) 大学評価本部は、必要に応じて当該年度の業務の実績について学外者による検証を

行う。

- (4) 大学評価本部は、各部局等の実績に基づき、地方独立行政法人法第78条の2第2項並びに横浜市公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則第20条に定める報告書を作成する。また、学外者による検証を行った場合は学外者の所見等を加える。

5 報告書の公表

報告書は、横浜市公立大学法人評価委員会に提出後、各部局等に回付し、本学ホームページに掲載して公表するものとする。